

訪問介護サービスステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この運営規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が運営する指定訪問介護サービスステーション（以下「ステーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 ステーションの訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会飯塚支所
指定訪問介護サービスステーション
- （2）所在地 福岡県飯塚市柏の森956番地4

（職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤、兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員にこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- （2）サービス提供責任者（障がい福祉サービス兼務） 4名以上（常勤）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、利用者又はその家族に対し、サービス内容等について説明を行うものとする。
- （3）訪問介護員等（障がい福祉サービス兼務） 常勤換算方法で8名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までは除く。

2 事業所の営業時間は次のとおりにする。

営業時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。

3 事業所の訪問介護サービス提供日と時間は次のとおりにする。

提供日は月曜日から日曜日、提供時間は午前7時から午後9時までとする。

ただし、必要に応じ変更し又は延長することができる。

4 営業日、営業時間外の相談、連絡については必要に応じて電話(転送)受付する。

(通常の事業実施地域)

第6条 通常の事業実施地域は、飯塚市、嘉麻市、桂川町とする。

(指定訪問介護の内容および利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおりとする。

① 身体介護中心型

② 生活援助中心型

③ 身体介護生活援助混在型

(1) その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(2) 利用料について支払いが困難な状況が生じた場合は、利用者等と管理者が協議のうえ、減額または免除することができる。

(3) 利用料は、別表(添付)を参照する。

(緊急時における対処方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

（身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項）

第 10 条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じる。

- （１）身体拘束の適正化の更なる推進のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （２）身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的を実施する。
- （４）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

（衛生管理対策）

第 11 条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

（苦情処理）

第 12 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

（秘密保持）

第 13 条 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- （１）職員であったものに業務上知り得た秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。
- （２）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき国が定めた指針「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」に即して行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 14 条 事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後一ヶ月以内
- ②継続研修 年一回以上

（委任）

第 15 条 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は飯塚市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成18年 3月24日から施行する。
この規程は平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は平成22年 7月 1日から施行する。
この規程は平成22年11月 1日から施行する。
この規程は平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は平成24年 7月 1日から施行する。
この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 1月 1日から施行する。
この規程は平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 9月 1日から施行する。
この規程は平成28年 7月 1日から施行する。
この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は平成29年 7月 1日から施行する。
この規程は平成29年12月 1日から施行する。
この規程は平成30年 1月 1日から施行する。
この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 元年 5月 1日から施行する。
この規程は令和 元年 8月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所訪問介護サービスステーション重要事項説明書

1・事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定訪問介護サービス事業所
(2) 事業の目的	本事業は、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とします。
(3) 事業所名	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所 訪問介護サービスステーション
(4) 指定番号	4071800108
(5) 開設日	平成18年3月24日
(6) 所在地	飯塚市柏の森956番地4
(7) 連絡先	電話番号 0948-21-3992 ファックス番号 0948-21-4020
(8) 管理者氏名	川崎 智子
(9) 営業日	月曜日から土曜日まで。(サービス提供日は、月曜日から日曜日)
(10) 営業時間	午前8時30分から午後5時(サービス提供時間は、午前7時から午後9時)
(11) 休業日	12月29日から翌年1月3日まで
(12) 休業日・営業時間外の対応	休業日、営業時間外であっても、緊急の要件がある場合等については、その都度対応します。
(13) 事業実施地域	飯塚市、嘉麻市、桂川町
(14) 職員体制	管理者 1名(常勤) サービス提供責任者 4名以上(常勤)とし業務の状況に応じて指定基準の定めにより増減します。 訪問介護員等 8人(常勤換算)以上とし、事業状況に応じて配置します。
(15) 運営方針	①ステーションの訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行ないます。 ②本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2・事業者（法人）の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
(2) 代表者名	会長 渡 辺 康 臣
(3) 法人所在地	福岡県飯塚市柏の森956番地4
(4) 連絡先	電話番号 0948-23-2210 ファックス番号 0948-23-2262
(5) 法人の他の事業	①特別養護老人ホーム筑穂桜の園（診療所を含む）の経営 ②居宅介護支援等事業の経営 ③通所介護事業の経営（総合事業を含む） ④地域包括支援センター事業 ⑤ヤングケアラー訪問支援事業 ⑥認定調査事業（要介護・障害支援区分） ⑦障害福祉サービス事業の経営 ⑧障害児通所支援事業の経営 ⑨障害者相談支援事業の経営 ⑩地域支援事業 ⑪留学生受入事業 ⑫介護予防支援事業 ⑬その他この法人の目的のため必要な事業

3・サービス内容と利用料金

(1) サービスの内容	①訪問介護サービスの提供 ・利用者の家庭を訪問し、心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスと連携し自立支援のためのサービスを提供します。 (身体介護、生活援助、その他) ②訪問介護計画書の作成 ・介護支援専門員の作成するケアプランおよび予防プランに沿って、利用者および家族等の希望に応じ、自立した日常生活が継続できるよう訪問介護計画書を作成します。 ・居宅サービスの目標に沿ってサービスが提供されるようサービスの評価を行ないます。 ③訪問介護計画書の変更 ・利用者が訪問介護計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と考える場合は事業所と利用者、介護支援専門員の合意に基づき自立支援に反しない範囲において訪問介護計画書を変更します。
(2) 利用料金	別表 1
(3) キャンセル料	急なキャンセルの場合は、下記料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急連絡ください。
	ご利用当日の訪問予定時間の2時間前までにご連絡いただいた場合 無料
	直前のキャンセル及びご連絡のない場合 一律 600円
(4) その他	①利用者の住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。 ②料金の支払い方法： 毎月20日迄に前月分の請求をいたしますので末日までにお支払い下さい。お支払い方法は、口座自動振り替えを原則とし、その他の方法による場合は、利用者と事業所の協議の上決定します。 ③領収書の発行： 事業所は、利用者から利用負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

4・当社協の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方法	訪問介護の提供にあたり、利用者の皆様が出来る限り在宅で安心して生活できるよう、サービスの提供に努めます。
(2) サービスに関する留意事項	・サービスを行う訪問介護員は、サービス提供責任者が、利用者の心身の状況等をお伺いし、必要なサービスを合意の上決定し、担当訪問介護員を決定します。なお、利用者からの特定の訪問介護員の指定には応じかねます。 ・訪問介護員の交替に関して事業所の都合により訪問介護員を交替する場合があります。その際利用者に対して不利益が生じないよう充分配慮します。 ・利用者からの申し出による訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適任と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。但し、利用者からの指名による訪問介護員の交替には応じかねます。 ・サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問介護の妨げになります。ケージ内での管理又は安全な場所でリードにつなぐ等の配慮をお願いいたします。また、万が一、ペットにより職員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただく場合があります。 ・訪問時は車で伺います。駐車場がない場合、サービス提供に困難をきたしますので必ず駐車場の確保をお願いいたします。有料駐車場の場合、駐車代金の負担をお願いいたします。

	・利用者及び利用者の家族等の禁止事項 ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） 例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為） 例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする
（４）その他 運営に関する留意点	・事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、事務体制を整備する。 ①採用時研修 採用後1か月以内 ②継続研修 年1回以上

5・緊急時及び事故発生時の対応方法

・サービスの提供中に容態の変化やサービス実施を原因とする事故等があった場合は、その状況を正しく見極め、適切な対応を行い、管理者、主治医、消防署、親族、居宅介護支援事業所等への連絡をします。

6・緊急時及び事故発生時の連絡体制

・8時30分から17時までは事務所にて対応、17時から翌朝の8時30分及び日曜日は、転送電話にて24時間の連絡体制をとっています。(0948-21-3992)

7・サービス内容に関する苦情、相談窓口

①事業所窓口	担当者：川崎 智子 責任者：多田 明光 電話番号 0948-21-3992 FAX番号 0948-21-4020
②保険者窓口	・飯塚市役所 高齢介護課 連絡先：飯塚市新立岩5番5号 電話番号 0948-22-5500 FAX番号 0948-25-6214 ・嘉麻市福祉事務所高齢者介護課 連絡先：嘉麻市岩崎1180番地1 電話番号 0948-42-7434 FAX番号 0948-42-7093 ・福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 連絡先：嘉穂郡桂川町土居360 電話番号 0948-65-1151 FAX番号 0948-65-4405
③公的機関窓口	・福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係 連絡先：福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 FAX番号 092-642-7856 ・福岡県運営適正化委員会 連絡先：春日市原町3丁目1番地 クローバープラザ6F 電話番号 092-915-3511 FAX番号 092-584-3790

8・利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査など利用者の意見等を把握する取り組み	あり	
福岡県福祉サービス第三者評価の実施	あり	結果の公表 なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表 なし

9・その他

・事業所では、利用者の身体や財物に損害を与えた場合に備えて、在宅福祉サービス総合補償（契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会、引受保険会社：日本興亜損害保険株式会社）に加入しています。

(説明確認欄)

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始に際して、本書面にもとづき重要事項の説明をおこないました。

事業所名 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所訪問介護サービスステーション

事業所の所在地 福岡県飯塚市柏の森956番地4

説明者

印

氏名

私は、本書面にもとづき事業所から重要事項の説明を受け訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

ご家族（代理人）

住所

氏名

(利用者との関係：)